捨印

総会議事録

１．総会の種類 第○回通常総会

１．招集年月日 ○○年○○月○○日

１．開催日時 ○○年○○月○○日○○時

１．開催場所 ○○○○市○○○

１．総組合員数 ○○名

１．出席組合員数及びその出席方法　○○名（内訳）本人出席○名　委任状出席○名　書面出席○名

１．理事・監事の総数 ○○名　（内訳）理事○○名　監事○○名

１．出席理事・監事数 理事○○名　監事○○名

１．出席理事の氏名 ○○○○　○○○○　○○○○　○○○○………

１．出席監事の氏名 ○○○○　○○○○

１．議長の氏名 ○○○○

１．議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 ○○○○

１．成立経過報告及び議長選任の経過

定刻に至り司会者○○○○開会を宣し、本日の通常総会が定足数をもって成立する旨を告げ、議長の選出方法をはかったところ、満場一致をもって○○○○議長に選任せられ、直ちに議案の審議にはいった。

１．議事の経過の要領及び議案別議決の結果

第１号議案　○○年度決算関係書類等承認の件

議長は、○○○○に原案を朗読、説明させ、次いで監事を代表し、監事○○○○がその内容の正確なる旨別紙監査報告どおり報告を行った。議長は、この承認を議場にはかったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

第２号議案　○○年度事業計画及び収支予算決定の件

第３号議案　○○年度賦課金の額及び徴収方法決定の件

月額○○○円月末まで組合へ持参

第４号議案　○○年度手数料、使用料決定の件

手数料○○％　使用料○○○円

第５号議案　理事及び監事の報酬決定の件

理事　年額○○○円以内　監事　年額○○○円以内

議長は、第２号、第３号、第４号、第５号議案は、その関連が深いので一括上程したい旨をのべたところ、満場これに賛成したので、○○○○に原案を朗読させ、議場にはかったところ、満場一致をもって異議なく原案どおり可決決定した。

第６号議案　○○年度借入金残高最高限度及び１組合員あたり貸付金残高最高限度決定の件

議長は、○○○○に原案を朗読、説明させた後、これを議場にはかったところ満場一致をもって異議なく原案どおり可決決定した。

借入金残高最高限度額　○○○○円

１組合員あたり貸付金残高最高限度額　○○○○円

第７号議案　取引金融機関の決定(変更)の件

議長は、○○○○に原案を朗読、説明させた後、これを議場にはかったところ、満場一致をもって異議なく原案どおり可決決定した。

○○銀行○○支店○○信用金庫○○支店

第８号議案　定款変更承認の件

議長は、○○○○に原案を朗読、説明させた後、これを議場にはかったところ、満場一致をもって異議なく原案どおり可決決定した。

旧条文○条○○○○○○○○

新条文○条○○○○○○○○

第９号議案　○○年度加入金決定の件

議長は、○○○○に原案を朗読、説明させた後、これを議場にはかったところ、満場一致をもって異議なく原案どおり可決決定した。

一口につき○○○円

第１０号議案　○○○事業規約設定(改正)の件

議長は、○○○○に原案を朗読、説明させた後、これを議場にはかったところ、満場一致をもって異議なく原案どおり可決決定した。

第１１号議案　役員選挙の件

議長は、現役員は本総会終結時をもって任期満了につき理事○名、監事○名の後任者を選挙する必要がある旨説明し、その選挙方法をはかったところ、「選考委員による指名推選の方法とし、その選考委員の数及び選任は議長に一任する旨」の発言があり、満場一致これに賛成した。よって議長は、選考委員に次の者を指名し、選考委員が選考を終わるまで会議を一時休憩する旨を議場にはかったところ、満場異議なく賛成を得たので会議を一時休憩した。

時に○時○分

選考委員 ○○○○

○○○○

○○○○

○時○分議長は会議の再開を宣し、選考委員に役員の選考結果の発表をもとめた。

選考委員を代表して○○○○から次のとおり選考の結果が発表され、議長からこの発表の者を役員として選挙された者としてよいかどうかを議場にはかったところ満場異議なくこれに賛成し決定した。

理事 ○○○○

○○○○

○○○○

○○○○

監事 ○○○○

なお、選出された各人は席上にて総会終結時をもって就任することを承諾した。

第１２号議案　字句一部修正委任について（定款変更がある場合のみ必要）

議長から、定款変更認可申請に当たって、本文の趣旨に反しない字句の修正を代表理事に一任することをはかったところ、満場一致をもって異議なく可決決定した。

以上をもって第○回通常総会の議案全部の審議を議了したので、○○時○○分閉会した。

　○○年○○月○○日

　　　　　　　○　○　組　合

議事録作成理事　○○○○

【留意点】

（注）

１．通常総会は、会日の10日（これを下回る期間を定款で定めた場合は、その期間）前までに招集の通知が、組合員へ到着しなければならない。（法49条）

２．毎総会ごとに議長を選任しなければならない。（法52条第2項）

３．2、3、4号議案は一括して上程してもよい。3、4、9号議案は毎通常総会ごとに上程審議する。借入、貸付を行う組合は、6号議案で借入及び貸付の枠を決めること。

４．規約は総会で設定しなければならない。規約に貸付限度や、手数料、利用料など定められているものは、その枠決定のための4号議案を総会に上程する必要はない。

また、規約の変更は審議を経なければならないが、軽微な事項については、定款で総会の議決を経ることを要しないものとすることができる。

５．役員改選は定款規定どおり行うこと。議長一任となり、議長指名で選出してはならない。

投票による場合は、選挙管理委員、投票立会人を選び投票結果は得票数を議事録に記載するか又は得票録を作成し結果を明らかにし、議事録を添付すること。（当選者のみ記載するのは不十分である。）

６．記載要領のうち、別紙原案どおり、又は原案通りと記載した場合は必ず原案を添付しなければならない。添付しない場合は原案を3号議案の例のように記載しなければならない。